

こども入院保障充実特約 (09) 目次

1. 総則

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始期
- 第3条 特約の保険期間および保険料払込期間

2. 入院保障充実給付金の支払い・特約保険料の払込免除

- 第4条 入院保障充実給付金の支払い
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例

3. 入院保障充実給付金を支払わない場合（免責事由）

- 第7条

4. 告知義務・告知義務違反による解除

- 第8条 告知義務
- 第9条 告知義務違反による解除
- 第10条 告知義務違反による解除を行わない場合

5. 重大事由による解除

- 第11条

6. 特約保険料の払込み・特約の失効および同時消滅

- 第12条 特約保険料の払込み
- 第13条 特約保険料の立替え
- 第14条 特約の失効および同時消滅

7. 特約の復活

- 第15条

8. 特約内容の変更

- 第16条 入院保障充実給付金額の減額
- 第17条 入院保障充実給付金額の増額
- 第18条 特約の復旧
- 第19条 入院保障充実給付金の受取人の変更

9. 特約の解約・解約返戻金額

- 第20条 特約の解約
- 第21条 解約返戻金額
- 第22条 債権者等による解約の効力等

10. 社員配当金

- 第23条

11. 請求手続き

- 第24条

12. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

- 第25条

13. 主約款の準用

- 第26条

14. 特則

- 第27条 中途付加の場合の特則
- 第28条 新特別条件特約等付加の場合の特則
- 第29条 主契約が新教育保険の場合の特則
- 第30条 主契約に保険契約者介護保障保険料払込免除特約が付加されている場合の特則

こども入院保障充実特約 (09)

1. 総則

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、こども総合医療特約とあわせて主契約に付加して締結します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の取扱範囲内で定めます。

2. 入院保障充実給付金の支払い・特約保険料の払込免除

第4条（入院保障充実給付金の支払い）

① 次表に定めるところにより、入院保障充実給付金を保険契約者に支払います。

1. 支払理由	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたときに支払います。</p> <p>イ. この特約の責任開始期^[1]以後に発生した^[2]主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害または疾病を直接の原因とする入院^[3]であること</p> <p>ロ. 入院日数が1日^[4]以上であること</p> <p>ハ. 不慮の事故による傷害または疾病の治療を目的としている入院であること</p> <p>ニ. この特約の保険期間中に入院の開始があること</p> <p>ホ. 病院または診療所等^[5]における入院であること</p>
2. 支払額	入院保障充実給付金額を支払います。

- ② 前項第1号イにかかわらず、この特約の責任開始期^[1]前に発病した疾病を直接の原因として前項に定める入院保障充実給付金の支払理由に該当したとき^[6]は、次に定めるところによります。
1. この特約の締結の際^[7]に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で入院保障充実給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始期^[1]前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、入院保障充実給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ③ 第1項にかかわらず、主契約に付加されているこども総合医療特約における災害入院給付金または疾病入院給付金の支払いが通算して支払日数1000日に達したときは、その1000日目の翌日以後は、こども総合医療特約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われない入院については入院保障充実給付金を支払いません。
- ④ 次の場合、継続した1回の入院とみなして入院保障充実給付金を1回のみ支払います。
1. 不慮の事故による傷害を直接の原因として、第1項第1号の入院を2回以上したとき。ただし、こども総合医療特約における災害入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなして入院保障充実給付金を支払います。
 2. 疾病を直接の原因として、第1項第1号の入院^[8]を2回以上したとき。ただし、こども総合医療特約における疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなして入院保障充実給付金を支払います。
- ⑤ 被保険者が不慮の事故による傷害または疾病を直接の原因として入院を開始したときまたはその入院中に、異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合^{[9][10]}でも、その入院の入院日から退院日までを1回の入院として入院保障充実給付金を1回のみ支払います。
- ⑥ 次の入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
1. 不慮の事故以外の外因による傷害による入院
 2. 不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して180日を経過して開始した入院



補 則 欄



第4条補則

- [1] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧または入院保障充実給付金額の増額の際の入院保障充実給付金額の増額部分については、その際の責任開始期とします。
- [2] この特約の責任開始の日から起算して2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後に発生した原因による入院とみなします。
- [3] 「入院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限り、以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療または施術が困難なため、病院または診療所等に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。
- [4] 「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
- [5] 「病院または診療所等」とは、次のいずれかに該当する施設とします。
 1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
 2. 柔道整復師法に定める日本国内にある施術所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する施術所に限ります。）
 3. 前1. および2. と同等の日本国外にある医療施設
- [6] 第6項第1号、第2号または第4号により該当したときを除きます。
- [7] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際とし、復旧または入院保障充実給付金額の増額の際の入院保障充実給付金額の増額部分については、その際とします。
- [8] 第2項により入院保障充実給付金が支払われる入院を含みます。
- [9] 併発したそれぞれの傷害または疾病について入院の必要がある場合に限ります。
- [10] 次の場合は、異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合には該当しません。
 1. 不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院の退院日と同一の日に疾病を直接の原因として入院を開始したとき
 2. 疾病を直接の原因とする入院の退院日と同一の日に不慮の事故による傷害を直接の原因として入院を開始したとき

3. 異常分岐¹¹¹を直接の原因とする、公的医療保険制度¹¹¹において保険給付の対象となる入院
4. 骨髄幹細胞の採取手術¹¹²を直接の目的としている入院。ただし、この特約の責任開始の日から起算して1年を経過して開始した入院に限ります。

第5条（特約保険料の払込免除）

- ① 主約款に定める保険料の払込免除の理由が生じたときは、主契約の保険料払込免除の取扱いに準じてこの特約の保険料の払込みを免除します。
- ② この特約の保険料の払込みを免除した後は、次の取扱いを行いません。
 1. 入院保障充実給付金額の減額および増額
 2. 特約の復旧

第6条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院した場合に、これらの理由により入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、その程度に応じ、入院保障充実給付金の金額を削減して支払いまたはその金額の全額を支払いません。

3. 入院保障充実給付金を支払わない場合（免責事由）

第7条

被保険者が次のいずれかにより入院保障充実給付金の支払理由に該当したときは、入院保障充実給付金を支払いません。

1. 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
2. 被保険者の犯罪行為
3. 被保険者の薬物依存¹¹¹
4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
8. 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。）

4. 告知義務・告知義務違反による解除

第8条（告知義務）

この特約の締結、復活、復旧または入院保障充実給付金額の増額の際、会社が告知書で質問した入院保障充実給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が発生する可能性に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者はその告知書により告知してください。ただし、医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第9条（告知義務違反による解除）

- ① 前条により質問した事項の告知の際に、故意または重大な過失により事実が告知されなかったときまたは事実でないことが告知されたときは、会社は、この特約¹¹¹を将来に向かって解除することができます。
- ② 入院保障充実給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約¹¹¹を

補 則 欄

第4条補則

[11] 「公的医療保険制度」とは、健康保険法等にもとづく医療保険制度をいいます。

[12] 「骨髄幹細胞の採取手術」とは、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄から骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

第7条補則

[1] 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

第9条補則

[1] この特約の復旧または入院保障充実給付金額の増額が行われた場合には、その際の入院保障充実給付金額の増額部分とします。

解除することができます。この場合には、入院保障充実給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。^[2]ただし、入院保障充実給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、入院保障充実給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

- ③ 本条によるこの特約^[1]の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

第10条（告知義務違反による解除を行わない場合）

- ① 次のいずれかの場合には、会社は、前条によるこの特約の解除を行いません。
1. この特約の締結、復活、復旧または入院保障充実給付金額の増額の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でないことの告知をすることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
 5. この特約が、この特約の責任開始の日^[1]から起算して、2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始の日^[1]から起算して2年以内に、解除の原因となる事実にもとづいて、入院保障充実給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が生じた場合は、この特約が、この特約の責任開始の日^[1]から起算して5年をこえて有効に継続したとき。
- ② 前項第2号および第3号は、その保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をしなかったかまたは事実でないことの告知をしたと認められる場合には、適用しません。

5. 重大事由による解除

第11条

- ① 会社は、次表のいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 詐取目的での事故招致	保険契約者 ^[1] または被保険者が、この特約の入院保障充実給付金 ^{[2][3]} を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^[4] をしたとき
2. 請求時の詐欺行為	この特約の入院保障充実給付金 ^[2] の請求に関し、保険契約者が詐欺行為 ^[4] をしたとき
3. 反社会的勢力	<p>保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき</p> <p>イ. 反社会的勢力^[5]に該当すると認められること</p> <p>ロ. 反社会的勢力^[5]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること</p> <p>ハ. 反社会的勢力^[5]を不当に利用していると認められること</p> <p>ニ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力^[5]がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること</p> <p>ホ. その他反社会的勢力^[5]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること</p>

補 則 欄

第9条補則

[2] すでに入院保障充実給付金を支払っていたときは入院保障充実給付金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

第10条補則

[1] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始の日とし、復旧または入院保障充実給付金額の増額の際の入院保障充実給付金額の増額部分については、その際の責任開始の日とします。

第11条補則

- [1] 保険契約者の死亡による保険料の払込免除については、保険契約者を除きます。
- [2] 保険料の払込免除を含みます。
- [3] 保険契約者の死亡による保険料の払込免除については、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。
- [4] 未遂を含みます。
- [5] 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

4. 前号までと同等の事由

保険契約者または被保険者に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由があるとき^[6]

- ② 入院保障充実給付金の支払理由^[7]が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項の重大事由の発生時以後に生じた支払理由^[7]による入院保障充実給付金の支払い^[2]を行いません。^[8]
- ③ 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

6. 特約保険料の払込み・特約の失効および同時消滅

第12条（特約保険料の払込み）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払いの場合も同様とします。^[1]
- ② 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日に将来に向かって解約されたものとし、
- ③ 払込期月に対応する保険料^[2]が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに入院保障充実給付金の支払理由が生じたときは、未払込みの保険料^[2]を入院保障充実給付金から差し引きます。
- ④ 前項の場合に会社の支払う金額が未払込みの保険料^[2]に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了の日までに未払込みの保険料^[2]を払い込んでください。この場合に払込みがないときは、この特約は猶予期間満了の日の翌日に効力を失ったものとし、入院保障充実給付金を支払いません。

第13条（特約保険料の立替え）

猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主契約の保険料の立替えの取扱いに準じて、主契約およびこの特約の保険料の合計額について立替えの取扱いを行います。

第14条（特約の失効および同時消滅）

- ① 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
- ② 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 1. 主契約の消滅
 2. こども総合医療特約の消滅

7. 特約の復活

第15条

- ① 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、
- ② この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いを行います。

8. 特約内容の変更

第16条（入院保障充実給付金額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、入院保障充実給付金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院保障充実給付金額が会社の定める金額を下回る減額はできません。
- ② 入院保障充実給付金額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとし、

補 則 欄

第11条補則

[6] 例えば、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること等により、第4号の事由に該当することがあります。

[7] 保険料の払込免除の理由を含みます。

[8] すでに入院保障充実給付金を支払っていたときは入院保障充実給付金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

第12条補則

[1] この特約の保険料を一括して払い込むときは、主約款および主契約に付加されている他の特約の保険料一括払いの規定にかかわらず、会社の定める割合で特約保険料を割り引きます。

[2] 主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。

第17条（入院保障充実給付金額の増額）

- ① 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、入院保障充実給付金額を増額することができます。
- ② 会社は、入院保障充実給付金額の増額を承諾した場合には、次のいずれか遅い時から入院保障充実給付金額の増額部分について責任を負います。
 1. 会社の定める金額を受け取った時
 2. 告知が行われた時

第18条（特約の復旧）

- ① 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- ② この特約の復旧を承諾したときは、主契約の復旧の取扱いに準じて、この特約の復旧の取扱いを行います。

第19条（入院保障充実給付金の受取人の変更）

入院保障充実給付金の受取人は、この特約で定める者以外の者に変更することはできません。

9. 特約の解約・解約返戻金額

第20条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第21条（解約返戻金額）

この特約の解約返戻金はありません。

第22条（債権者等による解約の効力等）

債権者等によるこの特約の解約に際しては、主約款に準じて取り扱います。

10. 社員配当金

第23条

- ① この特約の締結日から起算して所定の期間を経過したことその他の所定の要件を満たす場合、この特約の社員配当金を割り当てることがあります。
- ② 前項により割り当てた社員配当金は、主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。

11. 請求手続き

第24条

この特約にもとづく次の取扱いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類^[1]を会社に提出して請求してください。

1. 入院保障充実給付金の支払い
2. 特約内容の変更

12. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第25条

- ① この特約の給付にかかわる公的医療保険制度^[1]の変更が将来行われたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、入院保障充実給付金の支払理由の変更を行うことがあります。
- ② 前項により入院保障充実給付金の支払理由を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。



補 則 欄



第24条補則

[1] 請求権者であることを証する書類、入院保障充実給付金の支払理由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとします。

第25条補則

[1] 「公的医療保険制度」とは、健康保険法等にもとづく医療保険制度をいいます。

13. 主約款の準用

第26条

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

14. 特則

第27条（中途付加の場合の特則）

- ① 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、こども総合医療特約とあわせてこの特約を締結します。また、すでにこども総合医療特約が付加されている主契約について、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、この特約を締結します。これらの場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- ② 中途付加は、次表に定めるところにより取り扱います。

1. 責任開始期	会社は、中途付加を承諾した場合には、次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負います。この場合、この特約の責任開始の日を「中途付加日」とします。 イ. この特約の第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時 ロ. 告知が行われた時
2. 保険料の計算	この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日 ^[1] における被保険者の年齢により計算します。

第28条（新特別条件特約等付加の場合の特則）

新特別条件特約または特別条件特約に定める特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間中に行った入院に関しては、次に定めるところによります。

1. 特定部位に生じた疾病^{[1][2]}により入院を開始したときは、入院保障充実給付金を支払いません。
2. 特定部位以外の部位に生じた疾病^[1]を併発した場合、その併発日以降の入院に対しては、前号にかかわらず、第4条（入院保障充実給付金の支払い）を適用し、入院保障充実給付金を支払います。^[3]

第29条（主契約が新教育保険の場合の特則）

この特約が新教育保険に付加されているときは、第23条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

10. 社員配当金

第23条

- ① この特約の社員配当金は、主契約の社員配当金の取扱いに準じて支払います。
- ② 前項にかかわらず、この特約の保険期間が満了するときは、次に定めるところによります。
 1. この特約の保険期間が満了する事業年度の直前の事業年度末に、主契約の社員配当金の割当てに準じて、この特約に対する社員配当金を割り当てます。
 2. 前号により割り当てた社員配当金は、主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。

第30条（主契約に保険契約者介護保障保険料払込免除特約が付加されている場合の特則）

主契約に保険契約者介護保障保険料払込免除特約が付加されているときは、第5条（特約保険料の払込免除）の適用に際しては、「主約款に定める保険料の払込免除」を「主約款または主契約に付加されている保険契約者介護保障保険料払込免除特約に定める保険料の払込免除」と読み替えます。

補 則 欄

第27条補則

[1] 中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日とします。

第28条補則

- [1] 第4条（入院保障充実給付金の支払い）第6項の場合を含みます。
- [2] 新特別条件特約または特別条件特約に定める感染症を除きます。
- [3] その併発した疾病のみによっても入院する必要がある場合に限りま。

